

太陽光発電アドバイザー試験対策問題集の差替えについて

太陽光発電アドバイザー試験対策研究会様の著作物である「太陽光発電アドバイザー試験対策問題集」は、2015年に改訂版が刊行され、現在に至りますが、刊行後、太陽光発電事業を取り巻く環境は、システム面、法的側面、技術面等の様々な分野において大きく変動しています。

そのため、統計問題、法律関連問題において現状にそぐわない問題が散見されることから、当協会が、監修者の立場から、内容において太陽光発電アドバイザー試験対策研究会様にお願いを申し出て、差替えのご協力をいただきましたので、ここに公開いたします。

学習時には、公式テキスト及び「補訂情報」をご参考いただければ、幸いと存じます。

2018年3月

NPO 法人日本住宅性能検査協会

第 1 回問題

問 7 (共同住宅と太陽光発電システム)

共同住宅に太陽光発電システムを設置する際に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1 共同住宅の賃借人は、自室のベランダであれば、自由に太陽光発電設備を設置できる。
- 2 分譲マンションの住戸の所有者は、ベランダに自由に太陽光発電設備を設置できる。
- 3 分譲マンションの管理組合がマンションの共用部分に太陽光発電設備を設置する場合であっても、常に集会の特別決議が必要となるわけではない。
- 4 分譲マンションの屋上に太陽光パネルを設置し、各住戸に割り当てる方式であれば、集会決議は不要である。

問 14

(太陽光発電の普及を促進する制度)

太陽光発電の普及を促進する制度に関する次の記述のうち、適切なものはいくつあるか。

ア. 2009 年 1 月から住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金制度が運用されていたが、2013 年度いっぱい (2014 年 3 月 31 日まで) で終了した。

イ. 平成 29 年 (2017 年) 4 月 1 日から施行された「改正 FIT 法」では、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を利用した売電のための認定が従来の「設備認定」から「事業計画認定」に変更された。

ウ. 従来採用されていた「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の問題点を踏まえ、2011 年に「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (RPS 法)」が成立した。

エ. 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」は、地球温暖化対策、エネルギーセキュリティの向上、環境関連産業育成を通じて低炭素社会の実現をするために再生可能エネルギー全体の導入を加速化する観点から定められたもので、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務付けている。

- 1 1 つ
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 つ

第2回問題

問6 (太陽光発電の市場と動向)

太陽光発電システムの世界的な普及状況に関する次の記述について、IEA PVPS リポートによれば、最も適切な語句の組合せはどれか。

1992年から2016年の太陽光発電システムの累積導入量の、世界1位は(ア)で、第2位が(イ)、第3位は(ウ)、2016年単年の世界全体の導入量は、(エ)であった。

	ア	イ	ウ	エ
1	中国	日本	ドイツ	75Mw
2	日本	アメリカ合衆国	インド	75Kw
3	日本	ドイツ	韓国	75Mw
4	中国	日本	ドイツ	75Kw

問14 (太陽光発電の普及を促進する制度)

わが国の太陽光発電の普及を促進する制度に関する次の記述のうち、最も適切でないものはどれか。

1. 国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金制度は、2013年度いっぱい終了した。
2. 2017年4月1日現在、住宅用太陽光発電システムについては、「余剰電力買取制度」と「再生可能エネルギー固定価格買取制度」(以下、「固定価格買取制度」という。)が併用して運用されている。
3. 固定価格買取制度における売電の相手方は、「送配電事業者」である。
4. 固定価格買取制度を使用する場合の認定基準の指針として、資源エネルギー庁によって「事業計画策定ガイドライン」が策定されている。

問15 (太陽光発電の普及を促進する制度)

固定価格買取制度に関する次の記述のうち、最も適切でないものはどれか。

1. 固定価格買取制度の適用がある再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、地熱、

バイオマスである。

2. 固定価格買取制度は、最初に適用された価格が、一定期間固定されるものであるが、10kW未満の太陽光発電システムの場合は、その期間は、10年である。

3. 固定価格買取制度を利用するには、環境大臣の事業計画認定を受けなければならない。

4. 固定価格買取制度で買い取られる再生可能エネルギー発電電気の買取に要する費用は、固定価格買取制度の適用を受ける人以外の電気利用者也負担する。

問 49 (総合問題)

太陽光発電に関する次の記述のうち、最も適切でないものはどれか。

- 1 通常、給与所得者が太陽光発電システムを家事用資産として使用し、発電した余剰電力を売却した場合、課税関係上は、雑所得となる。
- 2 2016年4月以降、電力の小売が完全に自由化された。
- 3 太陽光発電システムの販売業者が、システムを導入する消費者に融資をしてローンを組ませるには、特に特別な資格等は必要ない。
- 4 太陽光発電システムの販売業者が、銀行の依頼を受けて顧客に融資に融資をしてローンを組ませる場合、販売業者は、銀行代理業を営む者としての許可が必要である。

問 50 (総合)

2011年3月11日に発生した東日本大震災以降の我が国のエネルギー政策に関する次の記述のうち、最も適切でないものはどれか。

- 1 新エネルギー基本計画が策定された。
- 2 温室効果ガス削減に関する国際的取り決めにに関するパリ協定を日本が批准した。
- 3 FIT法が制定された。
- 4 RPS法が制定された。

正解編

第1回

問7 正解 3

- 1 不適切 賃貸住宅の建物は、賃貸人の所有物です。太陽光設備を設置するには、賃貸人の承諾が必要であり、賃借人が無断で設置することはできません。
又、ベランダは、避難通路であり、避難の妨げとなるような使用は認められません。
ん。(P81 参照)
- 2 不適切 分譲マンション（区分所有建物）のベランダは、共用部分ですので、「変更」にあたる場合は、集会決議が必要となります。又、ベランダは、避難通路であり、避難の妨げとなるような使用は認められません。(P82 参照)
- 3 最も適切 共用部分への太陽光発電設備の設置は、原則として「管理」にあたり、集会の決議が必要となります。集会決議は原則として普通決議とおなりません。ただし、太陽光発電設備の設置が、著しくマンションの外観や効用を変える工事の場合は、「重大変更」となり、集会の特別決議が必要となります。(P81 参照)
- 4 不適切 分譲マンションの屋上は、共用部分にあたり、太陽光パネルを設置することは、「管理」にあたるため、集会決議が必要となります。(P83 参照)

問14 正解 3

肢イのみ差替えとなります。

ア適切

イ適切 平成29年（2017年）4月1日から施行された「改正FIT法」では、「再生可

能エネルギーの固定価格買取制度」を利用した売電のための認定が従来の「設備認定」から「事業計画認定」に変更されました。詳細は「補訂情報」の項目1固定価格買取制度をご参照ください。

ウ不適切

エ適切

よって、適切なものはアとイとエの3つであり、正解は3となります。

第2回

問6 正解 4

適切な組合せは、ア中国 イ日本 ウドイツ エ7.5Kwです。

よって、正解は4となります。

詳細は「補訂情報」8 統計資料 2016年国別導入量・国別累積導入量（IEA PVPSが2016年のレポートより）をご参照ください。

問 14 正解 2

肢 3 と肢 4 が差替えとなります。

- 1 適切
- 2 最も不適切
- 3 適切 従来、FIT 電気の買取義務者は、電気事業法上の「一般電気事業者」（いわゆる地域の電力会社）でしたが、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日に施行された改正 FIT 法によって、FIT 電気の買取義務を負う電気事業者は、送配電事業者（一般送配電事業者と特定送配電事業者）となりました。（補訂情報 1 固定価格買取制度参照）
- 4 適切 事業者が遵守すべき内容については、改正 FIT 法の施行にあわせて、資源エネルギー庁によって「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」が作成されました。（補訂情報 1 固定価格買取制度参照）

問 15 正解 3

肢 3 のみ差替えとなります。

- 1 適切
- 2 適切
- 3 最も不適切 平成 29 年（2017 年）4 月 1 日に施行された改正 FIT 法によって、認定制度が、「設備認定」から「事業計画認定」に変更となりましたが、認定権者は、環境大臣ではなく、経済産業大臣です。（補訂情報 1 固定価格買取制度参照）
- 4 適切

問 49 正解 3

- 1 適切 給与所得者が太陽光発電システムを家事用資産として使用し、発電した余剰電力を売却した場合、一般論としては、課税関係上は、雑所得となるといえます。
- 2 適切 2,000 年以降、契約電力量を基準として順次、電力の小売の自由化が進められてきましたが、2016 年 4 月に電力の小売が完全自由化されました。
- 3 最も不適切 民間人が業として金銭を貸し付ける場合、貸金業法上の「貸金業」にあたる。従って金銭を融資してローンを扱う者は、原則として貸金業登録が必要となります。
- 4 適切 銀行から依頼を受けて顧客に融資をしてローンを組ませるためには、銀行代理業を営む者としての許可が必要です。

問 50 正解 4

- 1 適切 新エネルギー基本計画は、2014年4月11日に策定されました。これは、東日本大震災の発生を受けてのものです。(テキスト 225 参照)
- 2 適切 パリ協定は、2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称 COP)」で合意された2020年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組みです。1997年に定められた京都議定書(1997年)の後継となるもので、日本も批准しています。(補訂情報「3 エネルギー政策について」参照)
- 3 適切 FIT 法は、正式には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。)といい、平成 24 年(2007年) 7 月 1 日に制定されました。(テキスト P76 参照)
- 4 最も不適切 RPS 法は、正式には、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法といい、平成 20 年(2003 年) 3 月に全面施行されました。なお、FIT 法の制定を受けて、2012 年 7 月に廃止されました。(テキスト P76 参照)